

令和 3 年度地域型保育事業等指導監査実施計画

1. 実施方針

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び三郷市地域型保育事業等指導監査実施要領（以下、「実施要領」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 24 号）、その他関係法令等（以下「基準等」という。）の遵守について周知徹底させ、適切な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保する。

2. 指導監査の方法

（1） 一般指導監査

① 方法

事業所ごとに指導するため、実地において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 14 条の規定に基づき実施する指導と一体的に実施する。

② 時期

12 月～翌年 3 月の間に実施する。

＜今年度の年間計画（予定）＞ ※月ごとの実施予定施設数

令和 3 年度	12 月	1 月	2 月	3 月	計
小規模保育事業			2	1	3
事業所内保育事業					
計			2	1	3

③ 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4. 指導及び監査の重点事項」を中心に指導を行う。

（２）特別指導監査

実施要領第 6 条に基づき、特に必要があると認めるときに適切に実施する。

3. 指導監査の対象

一般指導監査については、児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う者すべてを対象とする。

特別指導監査については、必要と認める事業者に対し、適宜実施する。

4. 指導監査の重点事項

（１）労務管理

常勤・非常勤職員の労働条件や給与条件について、就業規則や雇用契約書等であらかじめ明示し、適切に人事管理を行っているか確認する。

（２）子どもの取扱い

子どもの心身の状況把握に努め、差別的に取り扱っていないかを確認する。また、保育に関する全体的な計画や指導計画を作成し、適切に保管しているかを確認する。

（３）避難訓練及び消火訓練

条例に基づき避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回実施し、その内容を記録しているかを確認する。

（４）給食の状況

食物アレルギー等への配慮や給食設備等の衛生管理を徹底し、食事の提供を適切に行っているかを確認する。

（５）会計

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適切に運用されているかを確認する。

5. 結果の公表

当該年度の一般指導監査の結果については、指摘事項や改善状況等を含め、施設ごとに翌年度当初に市ホームページへ掲載する。

6. その他

本計画の推進にあたっては、市の新型コロナウイルス感染拡大防止措置の方針や社会状況等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。